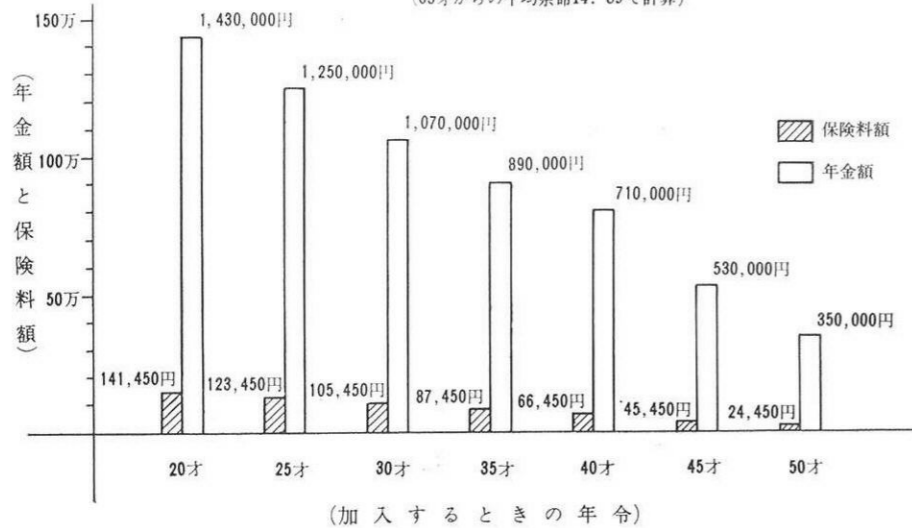


県民こそって年金を

35才以上の人は、国民年金の最後の機会です。

老令年金の保険料と年金額の比較

(65才からの平均余命14.89で計算)



各年金の支給要件の一覧

老令年金	保険料納付済期間、保険料免除期間またはそれを合算した期間が25年以上ある人が65才になったときから支給。(昭和5年4月1日以前に生まれた人は25年の期間が、年齢に応じて10年から24年までに短縮。)
通算老令年金	保険料納付済期間、保険料免除期間またはそれを合算した期間が1年以上で、次の項のどれかに該当する人が65才になったときから支給。 ①被用者年金の加入期間と合算して25年以上あること。 ②被用者年金の加入期間が20年以上あること。 ③他の公的年金制度から老令、退職の年金が受けられること。
障害年金	保険料の納付期間または免除期間が一定期間以上(保険料納付が引き続いて最低1年以上、免除の場合は3年間。以下同じ)ある人が、法律で定める程度の廃疾の状態になったときから支給。
母子年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上ある妻が、夫と死別し、18才未満の子(20才未満の廃疾の子を含む。以下同じ)と一緒に生活しているとき支給。
準母子年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上ある女性が、生計の中心者である男性と死別し、18才未満の孫または弟妹(20才未満の廃疾の孫または弟妹を含む。以下同じ)と一緒に生活しているときに支給。
遺児年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上ある父または母と死別し、みなし児となった18才未満の子に支給。
寡婦年金	老令年金の支給要件を満たしている夫と死別し、そのときまでその夫と10年以上婚姻関係が続いていた65才未満の妻が、60才になったときから65才になるまでの間、支給。
死亡一時金	保険料の納付済期間が3年以上ある人が、他の拠出年金給付を受けることもなく死亡した場合に、一定の範囲の遺族に支給。

国民年金制度普及推進月間

労働福祉の向上を

労働者の暮しを豊かにし幸せを増す施設や制度を整備充実する、つまり労働福祉の向上をはかる事は賃金、労働時間等の基本的な労働条件をよくすること共に重要なことである。中小企業で労働福祉が問題とされる理由について詳しく述べる紙数はないが、要約すると一つには今後ますます深刻化する事が予想される求人難に対処して若年或いは技能労働力の確保とその定着をはかるために必要であり、二つには、労働福祉を向上するこ

とによって労働能率を増進するのに大きな効果があるからである。その他労使の協調、人間関係の円滑化等に労働福祉が寄与するところが大きいといわれている。

このような労働福祉施設制度の充実整備について中小企業者の方々はできるだけ努力されて居り、年々向上しているが、先進県に比して全般的に劣悪な状態にあり、今後企業主自身の努力がなお一層要請されることである。県としても中小企業の指導啓蒙につとめると共に、色々施策を講じて労働福祉の向上に努力して居る。

(一) 労働金庫の指導育成

労働者の手による金融機関として昭和二九年に生れた本県の労働金庫はその資金量も二三億円となり、労働者の生活資金、組合運営資金、住宅資金等の貸付を行なって福祉の増進に役立って居る。県ではその健全な発展のため指導監督につとめると共に県資金を年間三、〇〇〇万円余り貸付けてその育成をはかって居る。

(二) 中小企業退職金共済制度の普及
自力で退職金制度を持つ事が困難な中小企業のため中小企業退職金共済法に基づく退職金共済制度の普及につとめ、退職金制度のない中小企業の労働者にも退職金が確保されるようつとめて居る。

この制度は中小企業者が退職金共済事業団と退職金共済契約を結び従業員に退職金を支給するために毎月一定の掛金

年度別中小企業退職金共済制度加入状況

区分	加入事業所数	被共済労働者数
38	632	9,377
39	798	12,733
40	908	15,090

建設業退職金共済制度加入状況

加入事業所数 895カ所
被共済労働者数 8,292人
(41年8月現在)

(従業員一人につき二〇〇円から二、〇〇〇円)を掛け、従業員が退職したとき事業団が直接従業員に退職金を支払う共済制度である。法律に基づく国の制度であるから安全であり、又掛金は全額免税になり、掛金を三カ年以上払い込むと退職金に国庫補助金が加算され、この制度の加入事業主に対しては福祉施設設置に必要な資金の融資制度がある等有利な点が多いものである。なお建設業の現場で期間を定めて働らく労働者のためにこの退職金共済制度の中で特別な措置がとられて居る。

退職金共済制度への加入状況は次のとおりである。

○肥後銀行の融資制度中小企業退職金共済事業団が肥後銀行に預託した四〇〇万円と肥後銀行による融資制度と前記中小企業退職金共済事業団の直接貸付制度がある。

○肥後銀行の融資制度中小企業退職金共済事業団が肥後銀行に預託した四〇〇万円と肥後銀行の協調融資資金八〇〇万円を合せて資金総額一、二〇〇万円を融資するもので、貸付を受けられる者は原則として退職金共済制度に加入して居る中小企業者であるが未加入者でもよい。利率年八分二厘以内、期間据置期間を含んで三年以内、貸付限度企業内施設一〇〇万円以内、共同施設二〇〇万円以内、償還方法申込者と銀行の協議で定められる。

○中小企業退職金共済事業団の直接貸付制度
事業団が商工中金及び肥後銀行取扱いで直接貸付けるもので、貸金総額は四一年度全体で六億円である。貸付を受けられる者、退職金共済制度に加入している中小企業者、利率年八分二厘、期間十年以内、貸付限度施設設置に必要な資金額の七〇割以内となつて居る。

なお県では年金福祉事業団、雇用促進事業団、住宅金融公庫、日本住宅公団等政府関係機関の住宅その他労働福祉資金の融資についても取扱っているので利用されるよう希望している。